第３章　計画の基本的考え方

第３章の計画の基本的考え方では、これまでの取組の成果と課題を総括し、国の子ども・若者育成支援推進大綱、栃木県青少年健全育成条例、さらに「とちぎの子ども育成憲章」の理念等を踏まえた、青少年育成の基本目標を示すとともに、今後の取組とプランの施策体系を示しています。

1　本県の取組

1　これまでの取組の成果

「とちぎ青少年プラン 2011～2015」においては、「人づくり」を政策の基本に据えた栃木県重点戦略「新とちぎ元気プラン」の考えを踏まえ、「心豊かでたくましいとちぎの青少年の育成」を目指し、「社会的に自立した青少年の育成」と「青少年を取り巻く環境の整備」という２つの基本目標に沿って、家庭、学校、職場、地域等の連携・協力のもと、県民総ぐるみで各種施策を展開してきました。

その結果、青少年の健全育成に対する県民意識の醸成が図られ、有害環境浄化対策の推進など、青少年の育成に係る取組は概ね順調に推移し、一定の成果を上げることができました。

「とちぎ青少年プラン 2011～2015」の計画期間における主な成果は、以下のとおりです。

基本目標１「社会的に自立した青少年の育成」

(1) 家庭の教育力の向上

「家庭の日」推進事業として、「絵日記コンテスト」応募数の大幅増や「家庭の日」の認知度の向上など、啓発事業の成果がみられました。また、家庭教育の充実を図るための家庭教育オピニオンリーダーや親学習プログラム指導者の養成等を継続的に実施し、その指導者数の累計は着実に増加しており、各地区で効果的な家庭教育の支援・援助活動が行われました。

(2) 地域の教育力の向上

放課後児童クラブ、放課後子ども教室ともに、平成 22 年度より設置数が増加し、地域における子どもの居場所づくりが進みました。また、地域教育コーディネーターの計画的な養成により、県民が社会活動に取り組みやすい環境を整えるなど、地域の教育力の向上に努めました。

(3) 青少年の主体的活動の促進

毎年、「少年の主張発表大会」「次世代人材づくり事業」「グローバル人材育成事業」「ジュニア知事さん」「とちぎ元気フォーラム」などを実施し、青少年が社会や地域の課題に目を向け、積極的に意見を述べる機会を設けることで、社会参加意識を高め、主体的に考え行動できる青少年の育成に努めました。

(4) 青少年の就業等支援の促進

とちぎジョブモール事業、若年者就労支援事業、高等学校等卒業予定者向け労働講座を実施し、青少年の就業支援を推進しました。さらに、平成 26 年 10 月に、子ども若者・ひきこもり総合相談センター（以下、「ポラリス☆とちぎ」という。）を開設し、子ども・若者支援地域協議会を設置するなどして、困難を抱える青少年や家族の様々な相談に対応しました。

基本目標２「青少年を取り巻く環境の整備」

(1) 非行防止対策の推進

犯罪被害防止・薬物乱用防止教室の実施や街頭補導活動の強化、女性に対する暴力相談窓口による相談支援体制の充実等により、薬物乱用少年検挙者数、非行少年検挙・補導数、不良行為少年補導数が、どれも平成 22 年度と比べ大幅に減少しました。

(2) 社会環境浄化活動の推進

インターネット上の有害情報や犯罪から青少年を守るため、平成 24 年 10 月 1 日に、健全育成条例を一部改正し、青少年の使用する携帯電話等へのフィルタリング利用を促進しました。また、親子学び合い教室では、県内の小中学校で、携帯電話の正しい使い方に関する講習会を実施しました。

(3) 県民総ぐるみの青少年健全育成の推進

「とちぎの子ども育成憲章」の普及・啓発を実施し、育成憲章実践団体数も増加しました。また、「子ども育成・憲章功労者」の表彰制度を平成 26 年度から新設し、憲章の理念に基づいた活動を継続し、顕著な功績がみられる個人や団体を表彰しました。主な活動内容については、栃木県青少年育成県民会議のホームページに毎年掲載し、普及啓発を図りました。

２　今後に向けた課題

近年、児童虐待、子どもの貧困、いじめ・不登校、青少年の自殺など青少年を取り巻く環境は厳しい状況にあります。青少年が健やかに成長し、将来に対して明るい希望を持ち、夢の実現に向け前向きに生きられるような支援が求められます。

そのためには、青少年の健やかな成長・発達の基礎となる、基本的な生活習慣の形成、体力の向上、確かな学力の育成、豊かな人間性や規範意識の醸成とともに、自立した個人として必要な知識・能力や社会性、リーダーシップなどを育むために、社会参加活動や社会体験活動への積極的な参加の促進、異文化交流・異文化理解活動の機会提供、キャリア教育・職業教育の充実などが必要です。

また、ニートやひきこもり、不登校や高校中退、さらにはいじめや虐待など、青少年が抱える困難は、多様化、複雑化、深刻化していることから、それぞれの青少年やその家族にも必要な支援を行うとともに、非行や犯罪に陥った青少年については、その抱える困難に配慮した立ち直り支援が必要であり、総合的な相談・支援体制の確立や関係機関のネットワークの構築が求められています。

さらに、社会のあらゆる構成員がそれぞれの役割を果たし、協力しながら青少年の健全育成に取り組む必要があることから、家庭や地域の機能を補完する様々な活動を支援するとともに、非行防止対策の推進をはじめ、インターネットやスマートフォンを介した犯罪や被害の防止、適正利用の促進、危険ドラッグ等の有害環境の浄化活動等、安全・安心な環境づくりの推進が必要です。

そして、すべての県民が、「とちぎの子ども育成憲章」に示された理念を十分に理解し、実践に結びつけることができるよう、憲章の普及・啓発に努め、とちぎの青少年を育む県民運動をより積極的に展開していく必要があります。

2　基本目標

青少年健全育成条例の基本理念を踏まえ、「心豊かでたくましいとちぎの青少年の育成」を目指し、以下の３つの基本目標を掲げて、青少年の健全育成に取り組んでいきます。

「心豊かでたくましいとちぎの青少年の育成」

↓

基本目標Ⅰ　「すべての青少年の健全な育成と自立の促進」

○　一人ひとりが心身ともに健康で、自他を重んじ、豊かな人間性と挑戦する意欲を持ち、主体的に生きていく力を身につけられるよう支援します。

○　社会と関わりながら様々な体験を積み、持てる力を十分に発揮し、地域社会を支える人材として成長できるよう支援します。

基本目標Ⅱ　「困難を抱える青少年やその家族への支援の充実」

○　ニートやひきこもりなど、社会生活を営む上で困難を抱える青少年やその家族に対し、それぞれの状況に応じたきめ細かな支援を行います。

○　関係機関や地域が連携・協力し、切れ目のない支援をすることにより、青少年が希望を持って生活し、現状を克服できるよう支援します。

基本目標Ⅲ　「青少年の健全な成長を社会全体で支える環境の整備」

○　家庭、学校、職場、地域の相互協力をはじめ、事業者、各種団体、行政等がそれぞれの役割を認識し、一層の連携強化を図ります。

○　多様な担い手を育成し、社会全体で青少年の健全な成長を支援し、青少年が、安全・安心に生活できる社会をつくります。

3　施策の体系

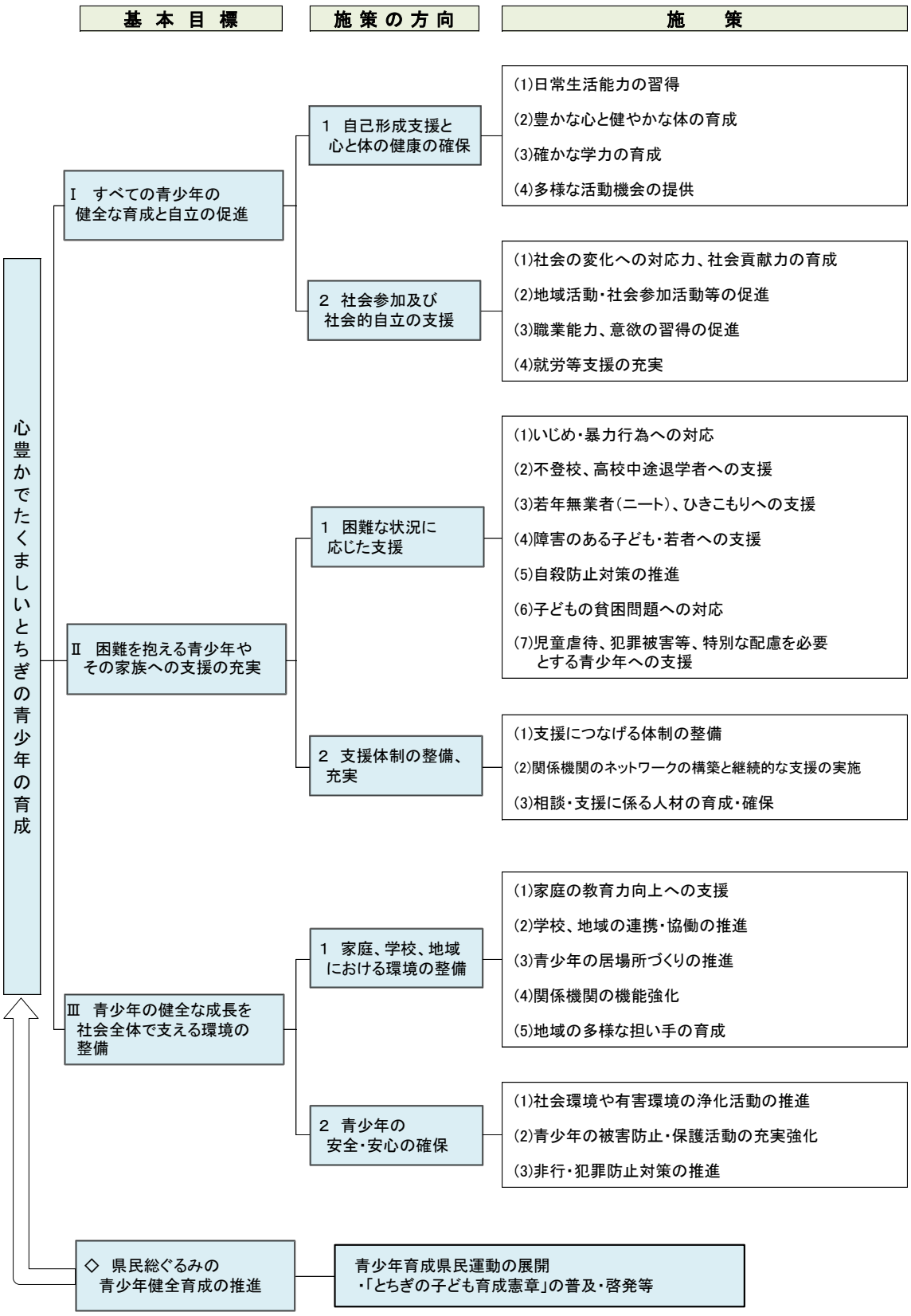
基本目標
施策の方向
施策
心豊かでたくましいとちぎの青少年の育成
Ⅰ　すべての青少年の健全な育成と自立の促進
1　自己形成支援と心と体の健康の確保
(1)日常生活能力の習得
(2)豊かな心と健やかな体の育成
(3)確かな学力の育成
(4)多様な活動機会の提供
2　社会参加及び社会的自立の支援
(1)社会の変化への対応力、社会貢献力の育成
(2)地域活動・社会参加活動等の促進
(3)職業能力、意欲の習得の促進
(4)就労等支援の充実
Ⅱ　困難を抱える青少年やその家族への支援の充実
1　困難な状況に応じた支援
(1)いじめ・暴力行為への対応
(2)不登校、高校中途退学者への支援
(3)若年無業者(ニート)、ひきこもりへの支援
(4)障害のある子ども・若者への支援
(5)自殺防止対策の推進
(6)子どもの貧困問題への対応
(7)児童虐待、犯罪被害等、特別な配慮を必要とする青少年への支援
2　支援体制の整備、充実
(1)支援につなげる体制の整備
(2)関係機関のネットワークの構築と継続的な支援の実施
(3)相談・支援に係る人材の育成・確保
Ⅲ　青少年の健全な成長を社会全体で支える環境の整備
1　家庭、学校、地域における環境の整備
(1)家庭の教育力向上への支援
(2)学校、地域の連携・協働の推進
(3)青少年の居場所づくりの推進
(4)関係機関の機能強化
(5)地域の多様な担い手の育成
2　青少年の安全・安心の確保
(1)社会環境や有害環境の浄化活動の推進
(2)青少年の被害防止・保護活動の充実強化
(3)非行・犯罪防止対策の推進
◇　県民総ぐるみの青少年健全育成の推進
青少年育成県民運動の展開
・「とちぎの子ども育成憲章」の普及・啓発等

第４章　青少年育成施策の推進

第４章の青少年育成施策の推進では、基本目標に向けた施策の方向ごとに現状と課題を示すとともに、それに対する県の施策・主な取組を示しています。

また、家庭、学校、職場、地域が一体となって、連携・協力して取り組む県民総ぐるみ運動の今後の展開について示しています。

１　施策の展開

基本目標Ⅰ　すべての青少年の健全な育成と自立の促進

すべての青少年が、未来への夢や目標を持ち、社会をつくる営みに積極的に取り組むことができるよう、豊かな心の育成、基本的な生活習慣の形成、体力の向上、確かな学力の育成などに取り組み、心と体の健やかな発達を促し、すべての青少年の健全な成長を支援します。

また、青少年一人ひとりが、自立した個人として生きるために必要な知識や社会性を育み、より多くの地域活動や社会参加活動の機会を提供し、さらには、キャリア教育・職業教育の充実や、就労等を支援することで、社会的、職業的自立を促します。

施策の方向１　自己形成支援と心と体の健康の確保

施策

⑴日常生活能力の習得
⑵豊かな心と健やかな体の育成
⑶確かな学力の育成
⑷多様な活動機会の提供

施策の方向２　社会参加及び社会的自立の支援

施策

⑴社会の変化への対応力、社会貢献力の育成
⑵地域活動・社会参加活動等の促進
⑶職業能力、意欲の習得の促進
⑷就労等支援の充実

施策の方向１　自己形成支援と心と体の健康の確保

【現状と課題】

青少年が健やかに成長していくためには、適度な運動、調和のとれた食事、十分な睡眠などの生活習慣の形成や、自然体験・社会体験活動を通した社会性や協調性等の習得、規範意識の醸成などが求められますが、近年の青少年をみると、核家族化や少子化、近隣との関係の希薄化、ＩＴの浸透などにより、人との接点が非常に少なくなっていることなどを背景に、コミュニケーション能力が低い、協調性や自律性に欠けるといった課題が挙げられます。

また、内閣府の調査では、日本の青少年は諸外国と比べ、自己を肯定的に捉えている者の割合が低く、自分に自信を持っている割合も低いことや、ネット依存による生活習慣の乱れや規範意識の低下、自然体験や社会体験不足など、様々な課題があります。

このため、青少年が成長するための基礎づくりとして、豊かな心と健やかな体の育成により豊かな人間性を育み、知識・技能や思考・判断・表現力、学習意欲等の「確かな学力」(*注) を育むとともに、青少年一人ひとりの規範意識を醸成し、自己肯定感を高め、何事にも挑戦していく強い心と前向きな姿勢を育むことが重要となります。

また、自然体験をはじめ文化・芸術やスポーツ、科学などに直接触れる体験的な活動機会を提供し、コミュニケーション能力、自立心、協調性、創造力等を育む必要があります。

日本の青少年が自分自身をどう捉えているか（自己肯定感）

自分自身に満足している（全体）

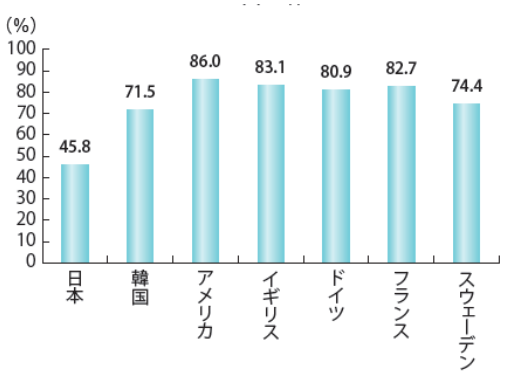

（年齢階級別）

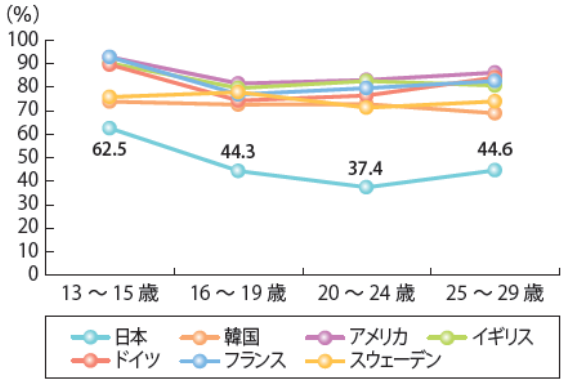

自分には長所がある（全体）

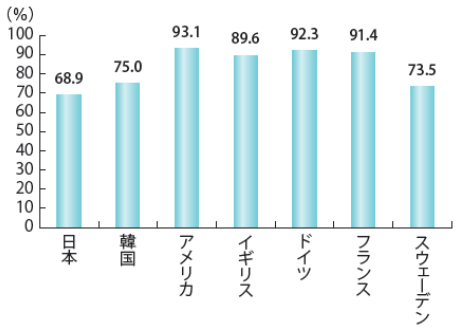

（年齢階級別）

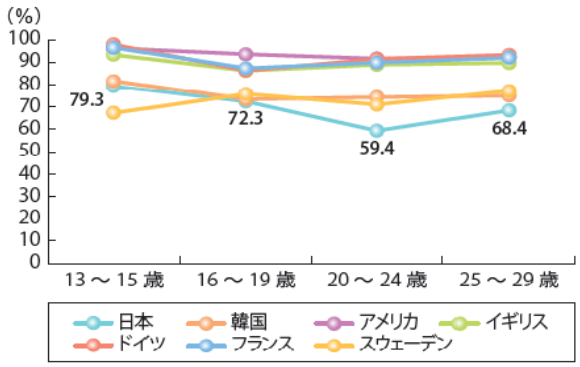

資料：内閣府「我が国と諸学国の若者の意識に関する調査」

(*注)「確かな学力」

・基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力

施策・主な取組

(1) 日常生活能力の習得

○ 基本的生活習慣の形成

➢ 「早寝早起き朝ごはん」運動や食育指導等、小中高生や保護者等への普及啓発や、家庭をはじめ学校や地域の連携・協力による効果的な取組により、青少年の基本的な生活習慣づくりを推進します。

○ コミュニケーション能力の育成

➢ アクティブ・ラーニング(*注)型の授業を行うなど、子どもたちの創造性やコミュニケーション能力等を育む機会を設定します。

○ 規範意識の醸成

➢ 各学校において、集団や社会の一員としての自覚や責任ある態度・規範意識等を醸成するため、発達の段階に応じた児童・生徒指導を全校体制で推進します。

➢ 「人として、してはならないこと、すべきこと」について、あらゆる学校教育、社会教育活動の中で繰り返し教え、道徳的行為が自発的に現れるよう取り組みます。

(2) 豊かな心と健やかな体の育成

○ 人権教育・人権啓発の推進

➢ あらゆる場を通じて、豊かな人間性を育て人権感覚・人権意識を高める人権教育及び人権啓発を推進します。

○ 自己肯定感の涵養

➢ 家庭や学校、職場、地域等において、青少年一人ひとりの個性を尊重し、青少年自身や周囲の者が長所に気づき、お互いを認め合う環境づくりを推進します。

➢ 自然体験、文化・スポーツ活動などの多様な体験活動を通し、達成感や自己有用感を実感しお互いを認め合う経験を積み、青少年が自己肯定感を高められるよう支援します。

○ ふるさとへの誇りや郷土愛の醸成

➢ 各学校において、「とちぎの百様（ひゃくさま）」(*注)を含む「とちぎふるさと学習」資料集などを活用した、ふるさと学習を推進し、児童生徒に郷土に関する知識を深めるとともに、郷土に対する誇りや愛する心の育成に努めます。

➢ 博物館において、展示や参加型の体験学習、観察会など多様な事業を実施し、郷土の歴史、文化、自然に関する知識、理解を深め、郷土に対する誇りと愛着を育みます。

○ 男女共同参画意識の醸成

➢ 学校教育全体を通じて、児童生徒が男女の固定的イメージや役割分担意識を持つことがないよう、男女共同参画を推進する教育を行います。

➢ 家庭における男女共同参画を推進するための研修や情報提供を行います。

○ 食育の推進

➢ ボランティアによる食育に関する知識や技術の指導や、未就学児とその保護者を対象とした出前講座を開催するなど、積極的に食育を推進します。

○ 体力の向上の支援

➢ 学校における体育的活動や、地域におけるスポーツ・外遊び・自然体験活動等により、児童生徒が運動に親しみをもち、楽しみながら体力が向上できるよう支援します。

(*注) アクティブ・ラーニング

・教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。

(*注) 「とちぎの百様」

・県民の郷土愛の醸成と県のブランド力の向上を図るため、栃木県民が大切にしたい・自慢できる 100 の地域資源を選定したもの。

○　健康教育の充実

- 学校・地域・職域において、食習慣、運動、休養などの生活習慣改善の取組や生活習慣病予防の啓発、健康相談等の充実を図ります。
- 各教科等を通じて、自他の生命を尊重することや生命倫理の課題等について考えさせるなど、発達の段階に応じた生命を考える教育を推進します。
- 思春期の悩みや不安、性の悩みや体のこと、精神の不安定からくる諸問題等について、相談内容に応じて関係機関と連携しながら、様々な分野に対応できる相談体制の充実を図ります。

⑶　確かな学力の育成

- 「とちぎっ子学習状況調査」等を基に、小・中学校９年間の学びの連続性を重視した本県独自の学力向上システムを構築し、児童生徒一人ひとりの学力向上を図ります。
- 高等学校において、生徒が主体的・協働的に学ぶアクティブ・ラーニング型の授業を推進し、課題解決能力の育成を図ります。

⑷　多様な活動機会の提供

○　読書活動の推進

- 家族で本を読みコミュニケーションを図る「家読（うちどく）」をはじめ、子どもたちがあらゆる機会や場所で、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭、地域、学校を通じた社会全体で取り組むための環境を整備します。
- 高校生の中から読書活動推進リーダー「読書コンシェルジュ」を育成し、読書交流会を開催するなど、高校生の自主的・自発的な読書活動の推進を図ります。

○　文化活動の支援

- 伝統文化・生活文化に関する活動を、親子で計画的・継続的に体験できる機会を提供する取組を支援し、伝統文化の継承・発展と、子どもたちの豊かな人間性を養います。
- 栃木県文化振興基金を活用した支援により、文化・芸術活動や地域伝統文化継承活動を行う団体に対し助成し、伝統文化の継承や各地の文化・芸術活動を応援します。

○　スポーツ活動の支援

- ライフステージに応じて、主体的にスポーツに親しむことのできる総合型地域スポーツクラブを支援し、地域でのスポーツ活動機会の充実を図ります。

○　自然体験・農林業体験活動の推進

- 自然観察会、森林・林業体験、エコツーリズム等の自然とふれあう機会や自然保護活動への参加呼びかけなど、活動機会の充実を図ります。
- 青少年教育施設の特徴を生かした学習プログラムを提供するなど、自然体験をはじめとした体験活動の充実に努め、生きる力を育みます。
- 食と農の体験活動を通し、食に関する正しい知識を身に付け、農業のよさ、おもしろさ、達成感等を味わわせ、調和のとれた成長と、豊かな心を育みます。

○　環境学習・環境教育の推進

- 地域で自主的に環境学習や環境保全活動を行う団体の支援を行うとともに、環境保全活動に関する各種コンクールを行い、環境意識の高揚を図ります。
- 豊かな感性と創造力を育てるための木工工作コンクールを開催するなど、木の良さや木を使うこと、森林の大切さに対する理解を深めます。

施策の方向２　社会参加及び社会的自立の支援

【現状と課題】

青少年が、社会における自らの役割を認識し、自分を磨き、社会性を身につけ、社会の一員としての自覚を持つことはとても大切です。

しかしながら、地域や社会といった「公」よりも、家族や自分のことに関する「私」を優先する青少年の生活意識も、近年の問題となっています。また、平成 26 年度に、満 18 歳以上満 40 歳未満の男女を対象に行った「意識調査」によると、地域・社会参加活動に、「最近 1 年間まったく参加していない」との回答が最も多く、また、参加していない理由では、「活動の時間がない」「興味・関心がない」などの回答が多くみられます。

こうした中、様々な地域活動や社会参加活動等に積極的に参加し、社会性やリーダーシップを身に付けたり、今の時代をしなやかに生きる上で必要な社会の変化への対応力や社会貢献力などを育成することはますます重要になってきます。

また、公職選挙法が一部改正され、選挙権年齢が 20 歳以上から 18 歳以上へ引き下げられることで、主体的に社会形成に関わり、自分たちの力を社会に活かそうとする青少年を育成する主権者教育の必要性がますます高まっています。

一方、生活・就労環境の変化に伴い、若年者雇用の不安定化、雇用環境悪化、親など家族への精神的、経済的依存の長期化など、青少年の社会的自立の遅れが大きな社会問題となっています。

このため、職業能力や就労意欲を持てるよう、早い段階から、計画的なキャリア教育を進め、青少年が社会の一員として持てる力を十分に発揮できるよう取り組むとともに、雇用環境の改善などに取り組む必要があります。

地域・社会参加活動の参加状況（栃木県）

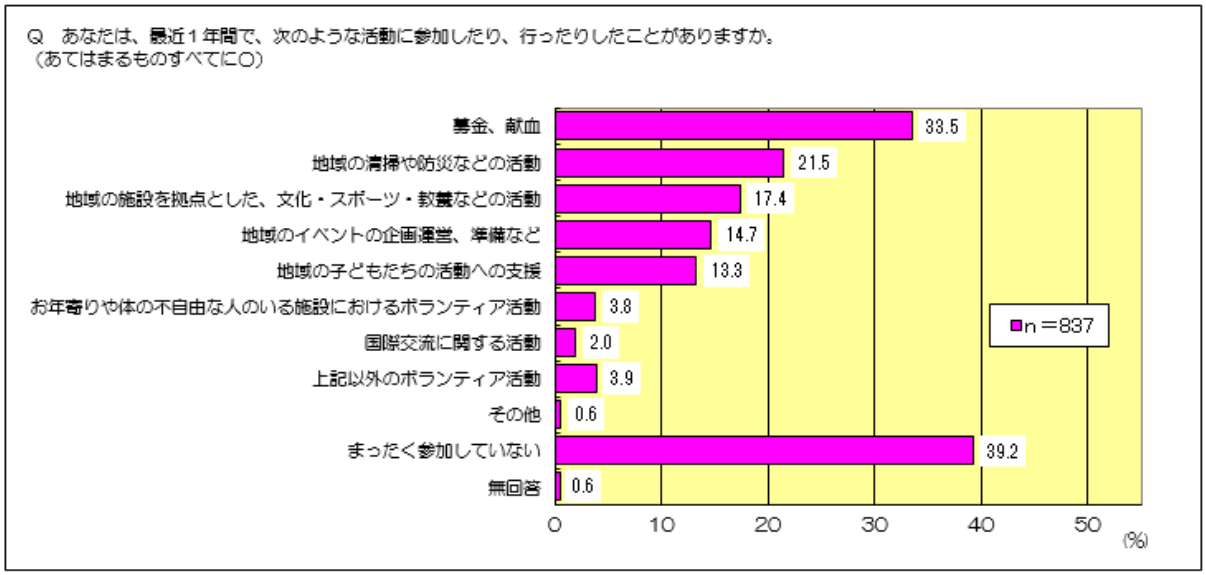

資料：栃木県人権・青少年男女参画課「平成 26 年青年の意識と行動に関する調査」

地域・社会参加活動に参加していない理由（栃木県）

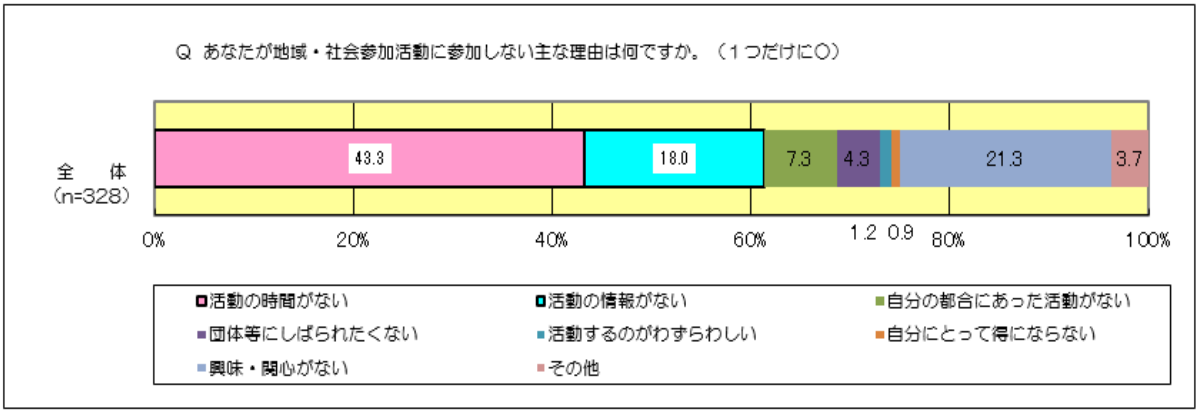

資料：栃木県人権・青少年男女参画課「平成 26 年青年の意識と行動に関する調査」

※「まったく参加していない」と回答した青少年からの回答

就職しない理由（栃木県）

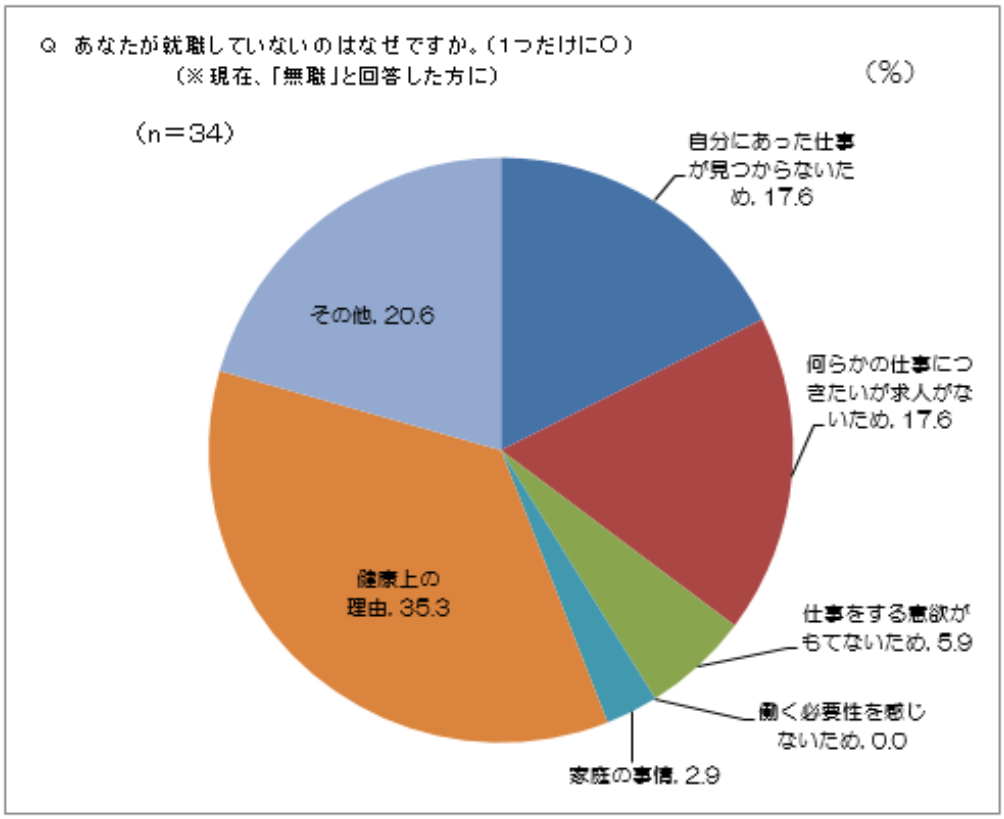

資料：栃木県人権・青少年男女参画課「平成 26 年度青年の意識と行動に関する調査」

※ 現在「無職」と回答した青少年（34 人）からの回答

施策と主な取組

(1) 社会の変化への対応力、社会貢献力の育成

○ 情報教育の推進

- ＩＣＴを活用して、課題を発見し、解決することを重視した学びを充実させるとともに、情報モラルの醸成を図ります。

○ 金融経済教育の推進

- 高校生、大学生、専門学校生等を対象に、金融広報アドバイザーによる講座を実施するなど、金融経済教育を推進します。

○ 労働者の権利・義務に関する教育の推進

- 高等学校、短期大学等の卒業予定者に対し、労働関係法や雇用、勤労者福祉等に関する情報提供などを行い、労働教育を推進します。

○ 防災教育の推進

- 様々な災害や場面を想定した実践的な避難訓練を行うなど、児童生徒自らが主体的に行動する態度や能力を養成できる防災教育の実践に努めます。
- 防災キャンプの実施などを通し、防災に資する知識・技能や、たくましく生きる力の習得を図ります。

○ 社会貢献意識の醸成

- 体験活動やボランティア活動等への参加を促進し、青少年の社会貢献力を育成します。
- 地域の課題解決の方法を提案・実践するなど、学校での学習内容と実社会における様々な課題とを関連させた学習の充実を図り、将来、地域に貢献できる力を育成します。

○ 国際的視野の育成

- グローバル化の進展が著しい社会に対応し、語学力・コミュニケーション能力を高め、多文化と共生しながら生きていく力を育成できるよう、英語教育や国際理解教育を充実させます。
- 高校生の長期・短期の海外留学支援により、異文化理解やグローバルな視点を育てる教育を推進するとともに、大学生等の海外留学、インターンシップを支援し、国際的に活躍できる人材を育成します。
- 幅広い視野を持った世界で活躍できる人材を育成するため、国際理解に関する講座を開催するなど、国際感覚の醸成を図ります。

(2) 地域活動・社会参加活動等の促進

○ 意見発表等の機会の確保

- 若者としての誇りと自主性を育て、社会の一員としての自覚を深める機会を設け、中学生による少年の主張発表大会などを実施します。
- 県政に対する意見を述べる場として、高校生、大学生、青年の年代ごとの「とちぎ元気フォーラム」の開催や、小学生を対象にした「ジュニア知事さん」などの広聴事業を実施します。

○　リーダー育成の推進

- 次代を担う青少年リーダーを育成するため、各種研修事業や育成団体への支援を実施します。
- 青少年教育関係団体との連携を図りながら、ボランティア活動等の社会貢献活動に関する研修を通して、地域活動のリーダーとして積極的に地域づくりに参画し、より良い社会を構築する次代を担う若者を育成します。

○　社会づくりへの参画促進

- 政治や選挙に参加することの意義や、社会保障、納税など公共的な事項に関わる学習を充実させます。
- 若者の視点から、選挙について啓発活動の企画やアイデアの提言等を行い、政策や社会への関心を高める取組等、主権者教育を推進します。
- まちづくりや地域振興などの様々な地域の課題に対し、次代を担う若者の意見や発想を積極的に取り入れられるよう、企画提案や実践活動を支援します。
- 青少年の社会貢献活動への参加促進や担い手の育成のため、情報交換や交流を促進するイベントを開催します。

○　国際交流活動及び国際協力活動への参加促進

- 国際交流・国際協力の活動に関する様々な情報提供や、国際交流員、青年海外協力隊経験者による国際理解講座等を実施します。
- 県民一人ひとりが主体となって国際交流を推進するため、友好交流先等との交流活動を推進するとともに、交流を推進する人材を養成します。
- ＪＩＣＡと連携し、青年海外協力隊事業などへの青少年の参加促進に努めます。

⑶　職業能力、意欲の習得の促進

○　キャリア教育・職業教育の充実

- 小・中・高校において、企業等と連携した職場体験やインターンシップ等を通じて多様な働き方や生き方を選択するための知識や考え方を学び、発達の段階に応じた体系的な職業観・勤労観の形成を推進します。
- 県内の高等教育機関、民間企業等と連携しながら、子どもたちに「本物」に触れる学習機会を提供する「とちぎ子どもの未来創造大学」(*注) の充実を図ります。

○　職業能力開発、職業訓練の充実

- 技能の素晴らしさや大切さ、優れた技能者のものづくりに対する姿勢を学び、将来の職業選択の一助とするため、ものづくりの体験学習を実施します。
- とちぎマイスター (*注) 等が、学生やその指導者を対象に高度な技能指導を行うことや、技能の素晴らしさをアピールするセミナーを実施し、技能向上や継承を推進します。

(*注)　「とちぎ子どもの未来創造大学」

・子どもたちの学ぶ意欲を高め、主体的に学習に取り組む態度を涵養するような「本物」にふれる学習機会を提供している。

（平成 26 年度から開校）

(*注)　とちぎマイスター

・本県の優れた技能者の中から、 企業または団体もしくは市町の長が推薦し、栃木県マイスター選考委員会において選考され、知事が「とちぎマイスター」 として認定した者。認定者の活動を通じて技能水準の向上や人材の確保・育成を図り、ものづくりの振興に資することを目的としている。

(4) 就労等支援の充実

○ 職業的自立支援

- とちぎジョブモールにおいて、就職活動に向けての様々な相談から、個々の能力や特性を踏まえたキャリアカウンセリング、職場定着までをワンストップで支援します。
- 就職支援サイトにより、就職活動に役立つセミナーやイベント案内、県内の企業情報・求人情報等を発信し、就労等を支援します。
- 県内の障害者施設でつくられたセルプ商品の展示販売のほか、障害者施設のＰＲ映像や働く障害者を応援する催しなどにより、障害者の適性と能力に応じた就労機会等の確保に努めます。
- 大学生等を対象に合同説明会やインターンシップ、バスツアーの開催により県内企業の理解を進め、雇用のミスマッチの解消や就職の促進を図ります。

○ ＵＩＪターンの就職支援

- 首都圏を中心とした大学との就職促進協定の締結や都内での就職ガイダンス等を実施するとともに、本県のＵＩＪターン(*注)就職の総合的かつ機動的な支援体制を整備します。
- 東京都内に相談窓口を設置し、就労や暮らしに関する相談事業を実施します。

○ 創業の支援

- 創業を希望する若者等を対象に、創業の準備段階から創業後の初期段階までの各ステージに対応した支援を実施します。

(*注) ＵＩＪターン

・大都市圏の居住者が地方に移住する働きの総称のこと。Ｕターンは出身地に戻る形態、Ｉターンは出身地以外に地方へ移住する形態、Ｊターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態を指す。

基本目標Ⅱ　困難を抱える青少年やその家族への支援の充実

教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等、各分野の関係機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かして、青少年が抱える困難な状況に応じたきめ細かな支援を行います。

また、困難な状況に陥る背景・経緯は、本人に限らず、家族をはじめとする環境が影響していることが多いため、家族を含めた支援をすることにより、実効性を高めます。

困難を抱える青少年やその家族が、困難な状況にあっても希望を持って生活し、現状を克服できるよう、地域全体で互いに連携協力し、継続して支援できるよう取り組みます。

施策の方向１　困難な状況に応じた支援

施策

(1)いじめ・暴力行為への対応
(2)不登校、高校中途退学者への支援
(3)若年無業者（ニート）、ひきこもりへの支援
(4)障害のある子ども・若者への支援
(5)自殺防止対策の推進
(6)子どもの貧困問題への対応
(7)児童虐待、犯罪被害等、特別な配慮を必要とする青少年への支援

施策の方向２　支援体制の整備、充実

施策

(1)支援につなげる体制の整備
(2)関係機関のネットワークの構築と継続的な支援の実施
(3)相談・支援に係る人材の育成・確保

施策の方向 1　困難な状況に応じた支援

【現状と課題】

情報化社会の進展や青少年を取り巻く生活・就労環境の変化等に伴う、いじめ、不登校、ひきこもり、ニート等の問題、障害のある青少年への対応、自殺、子どもの貧困問題、児童虐待等、社会生活を営む上で困難を抱えている青少年の現状は多様化している状況にあります。

意識調査によると、「ニートまたはひきこもりの予防や支援の取組として必要なこと」については、「家庭教育の充実」や「職場における環境改善」「地域の相談支援の充実」等の回答がみられることからも、様々な場所において、必要な相談や適切な助言、指導が必要であると考える人が多い状況です。

ひきこもりやニートに限らず、いじめや不登校、児童虐待などの問題は、青少年とその家族との人間関係や、本来青少年の心の居場所となるべき家庭がその機能を十分に果たしていないなどの状況が複雑に関係しているケースが多いと考えられます。

このため、困難を抱える青少年だけでなくその家族も含め、個々の状況に応じた適切な支援をしていく必要があります。

ニートの予防や支援の取組として必要なこと（栃木県）

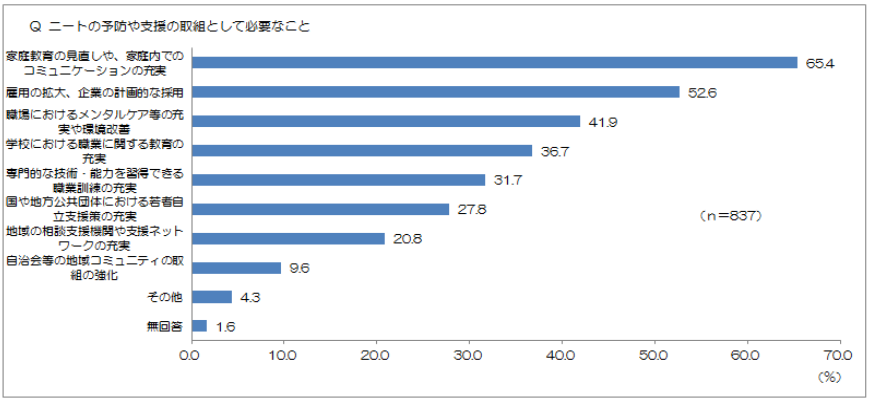

資料：栃木県人権・青少年男女参画課「平成 26 年度青年の意識と行動に関する調査」

ひきこもりの予防や支援の取組として必要なこと（栃木県）

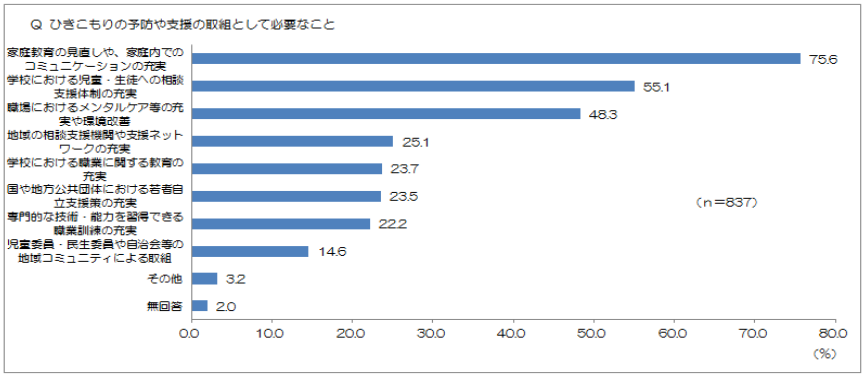

資料：栃木県人権・青少年男女参画課「平成 26 年度青年の意識と行動に関する調査」

施策と主な取組

⑴　いじめ・暴力行為への対応

- いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向け、学校・家庭・地域・関係機関が連携して取り組むとともに、子どもたちの悩みや不安を受け止めて相談に当たる体制整備に努めます。
- いじめや暴力行為の被害者に対する心のケアやきめ細かなフォローを行うとともに、加害者に対する指導による再発防止や立ち直りを支援します。
- 栃木県いじめ問題対策連絡協議会を通して、関係機関及び関係団体との連携・調整等を図り、社会全体でいじめを許さない環境づくりを推進します。
- いじめによる児童生徒の生命・身体の安全をおびやかす重大事態に対し、弁護士や精神科医など外部専門家による栃木県いじめ問題対策委員会を活用し、適切に対応します。

⑵　不登校、高校中途退学者への支援

○　不登校の児童・生徒への支援

- 不登校に関する調査や分析を行い、不登校の未然防止や早期の再登校に向け、専門機関と連携しながら総合的な取組を推進します。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用し、困難を抱える児童生徒や保護者への相談・支援体制を充実します。
- 青少年教育施設等における合同宿泊体験や交流活動を通して、不登校解消のきっかけをつくります。

○　高校中途退学者への支援

- 高校中途退学者の実態や関係機関との情報交換を踏まえて、本人の適性にあった進路選択に向けた相談支援を実施し、さらに、若者サポートステーション等において、就労に向けた相談や支援を行います。
- 支援金の支給などにより、学び直しの機会の充実を図ります。

⑶ 若年無業者（ニート）、ひきこもりへの支援

○　ニートへの支援

- 各種調査や関係機関との情報交換などから、実態の把握に努め、本人の適性にあった進路に向けた支援を図ります。
- とちぎジョブモールや若者サポートステーションの関係機関が情報交換を行うネットワーク会議を開催するとともに、就業体験事業や職業訓練への助成を行います。

○　ひきこもりへの支援

- 保護者に対する情報提供や相談機関のＰＲを推進するとともに、来所が難しい場合の訪問支援（アウトリーチ）の実施やひきこもりサポーターの養成等、状況に即した支援を推進します。
- 「ポラリス☆とちぎ」や関係機関における相談をはじめ、家族支援セミナー、社会参加や交流機会の提供、就労体験事業などを実施します。

⑷ 障害のある子ども・若者への支援

- 障害のある子どもが、その能力や可能性を伸ばし、自立し、社会参加することができるよう、早期からの相談支援体制や療育体制の充実及びインクルーシブ教育システム(*注)の推進のための特別支援教育の充実を図ります。
- 関係機関等の連携により早期からの適切な対応の充実に努めるとともに、発達障害者支援センター（愛称：ふぉーゆう）や健康福祉センターにおける支援体制の充実を図り、ライフステージを通じた支援体制の整備を図ります。
- 職業能力開発の推進やとちぎジョブモールにおける就労相談の実施、関係機関との連携強化により、一般就労の支援体制の充実を図るとともに、個性や能力を十分に発揮し、自分らしく生活していくために、各施設等での福祉的就労(注)の充実を図ります。

⑸ 自殺防止対策の推進

- こころの悩みについての相談窓口「こころのダイヤル」の設置、自殺のサインに気づき適切な対応ができる人材（ゲートキーパー）の養成、職場におけるメンタルヘルス相談等、自殺防止対策を推進します。
- 各相談支援機関における相談員の育成や資質向上に係る取組を支援します。

⑹ 子どもの貧困問題への対応

○ 教育支援

- 保健・福祉部門と、教育委員会、学校等との連携を強化し、生活困窮世帯の子どもたちに対する学習支援を実施することにより、学力の定着や進学意欲の向上を図り、貧困の連鎖の防止を目指します。
- 各種給付や貸付等により、就学の経済的負担を軽減し、高等学校や私立学校等への就学や、中途退学者等の学び直しを支援します。
- 各種研修会を通して子どもの貧困問題に関する教職員の理解を深めるとともに、スクールソーシャルワーカー等による家庭支援体制の充実を図ります。

○ 生活支援

- 生活困窮者自立支援法に基づく包括的かつ個別的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぐことにより、自立支援を図ります。
- 就業や求職活動、職業訓練等を十分に行えるよう、ひとり親家庭の子どもの保育所、幼保連携型認定こども園等、放課後児童クラブへの優先的入所を促進します。

○ 保護者の就労支援

- 生活困窮状態にある保護者に対し、各種制度を活用し、保護者の自立に向けた就労支援を推進します。
- ひとり親の雇用の安定や就職の促進を図るため、母子家庭等自立支援給付金（自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金）を支給します。

(*注) インクルーシブ教育システム

・障害のある児童生徒が、その年齢及び能力に応じ、可能な限り障害のない児童生徒と共に、その特性を踏まえた十分な教育を受けることのできる仕組み。

(*注) 福祉的就労

・障害により一般就労が難しい場合に、病気や障害を配慮した働く場が提供される福祉サービス。

○　経済的支援

- 生活の困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を支援します。
- ひとり親家庭等に対して、児童扶養手当や母子父子寡婦貸付制度に関する情報提供を行うとともに、プライバシーの保護等に配慮した適正な支給を行います。

⑺ 児童虐待、犯罪被害等、特別な配慮を必要とする青少年への支援

○　児童虐待の防止及び虐待を受けた青少年への対応

- オレンジリボン運動等の児童虐待防止のキャンペーンや、イベントにおける児童虐待防止の広報・普及啓発活動の推進、市町や関係機関との連携協力、児童相談所と警察との連携強化等に努めます。
- 乳幼児健診等、各種定期健診の様々な機会を捉え、関係機関が連携協力し、虐待の早期発見・早期対応を図ります。
- 虐待により深刻な被害を受けた青少年に対し、心理療法やカウンセリングによる心のケアを充実させます。また、虐待をしてしまう保護者等へのカウンセリングを行うなど、家族の再統合を促進するため、児童相談所をはじめ、様々な機関が連携し、支援を行います。

○　犯罪被害者等への支援

- 性犯罪被害者に対し、総合的な支援を提供する「とちぎ性暴力被害者サポートセンター（愛称：とちエール）」を相談窓口として、児童相談所をはじめ、関係機関・団体と連携して途切れることのない支援を行います。
- ＤＶやストーカー等の被害に遭い保護が必要な女性を、婦人相談所で一時的に保護し、心身の回復に向けた支援を行います。
- 被害者等に対し、カウンセリングを実施するなど心のケアに努めるとともに、関係機関等の一層の連携を図り、再被害防止や社会復帰のための支援を充実します。

○　外国人の青少年とその家族への支援

- 親が外国人である場合に学校・家庭間で円滑な意思疎通ができるよう、日本語の習得支援を行うなど、事情・状況に応じたきめ細かな支援を行います。
- 県内で生活する外国人に対し、多言語による生活に必要な情報の提供や、相談体制の整備を進めます。

○　性同一性障害等の青少年への支援

- ＬＧＢＴなど性的マイノリティであることを理由に、困難な状況に置かれている青少年に対する偏見・差別をなくし、多様な性のあり方について理解を深めるための啓発に努めます。
- 性同一性障害をはじめ、性的マイノリティとされる児童生徒については、学校生活を送る上で特別な配慮や支援が必要であることから、相談しやすい環境の整備や医療機関との連携等、支援体制の確立・充実を図り、きめ細かな対応に努めます。

施策の方向２　支援体制の整備、充実

【現状と課題】

青少年が抱える困難は、多様化、複雑化、深刻化しており、また、困難の内容や程度は一人ひとり異なり、様々な分野の支援を組み合わせることが必要な場合も多くなっています。

様々な困難を抱えている青少年やその家族をきめ細かく支援するためには、相談・支援機関の存在を周知することはもとより、それぞれの機関の相談・支援の質の向上を図るため、人材育成を含めた体制整備に努めていく必要があります。

また、複雑化、深刻化する困難な状況に対し、総合的で適切な支援をするためには、相談・支援を担当する機関を中心に横断的な連携を図るネットワークの整備や、発達の段階に応じた継続的な支援を実施できる体制の整備が重要となります。

施策と主な取組

(1) 支援につなげる体制の整備

- 様々な悩みを抱えた青少年やその家族に対する一元的、総合的な相談窓口である「ポラリス☆とちぎ」における相談体制の充実を図ります。
- 困難な状況にあり支援を必要としている青少年やその家族等に対し、相談支援機関の具体的でわかりやすい情報提供に努め、利用促進を図ります。
- 各分野にわたる相談支援機関の活動内容等の情報を整理し、ホームページや冊子等にまとめ、周知を図り、適切な支援につなげるよう努めます。
- 学校などへのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置など、困難な状況にある本人や家族にとってより身近なところで相談ができるよう、体制を整備します。

(2) 関係機関のネットワークの構築（横の連携）と継続的な支援の実施（縦の継続）

- 多様化する青少年の諸問題に対応するため、関係機関が連携して支援を行う栃木県子ども・若者支援地域協議会の一層の連携強化と充実を図ります。
- 市町子ども・若者支援地域協議会の設置等、各地域における関係機関のネットワークの構築を支援します。
- 市町の要保護児童対策地域協議会等、既存のネットワークなどと協議・連携しながら、効果的な支援ができるよう努めます。
- 年齢や状況に応じて適用される法律や制度が替わっても、適切な支援を切れ目なく受けられるよう、保健、福祉、教育、労働など各分野の連携を強化します。

(3) 相談・支援に係る人材の育成・確保

- 困難な状況につながる病気や障害、取り巻く状況を理解し、ケースに応じた適切な相談・支援ができるよう、関係職員の資質向上を図ります。
- 困難を抱える青少年に身近な学校や市町等において相談支援に当たる、教職員や民生委員・児童委員等を対象に、青少年の抱える問題の現状や相談に必要な知識、相談者への対応方法等についての研修を充実します。
- 青少年やその家族が抱える困難について理解し、支えていく人材を増やすため、企業やＮＰＯ、一般県民への啓発・広報事業を実施します。

栃木県子ども・若者支援地域協議会

県では、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者等に対し、教育、福祉、保健、医療、雇用、矯正・更正保護等の様々な分野の関係機関による総合的な支援を効果的かつ円滑に実施するため、「栃木県子ども・若者支援地域協議会」を平成26年10月に設置しました。

栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター（ポラリス☆とちぎ）に事務局を置き、随時、当センターの運営に関する情報交換や支援対象事例の検討等を行い、関係機関のネットワークの充実・強化を図っています。

《総合相談センターと協議会のイメージ図》

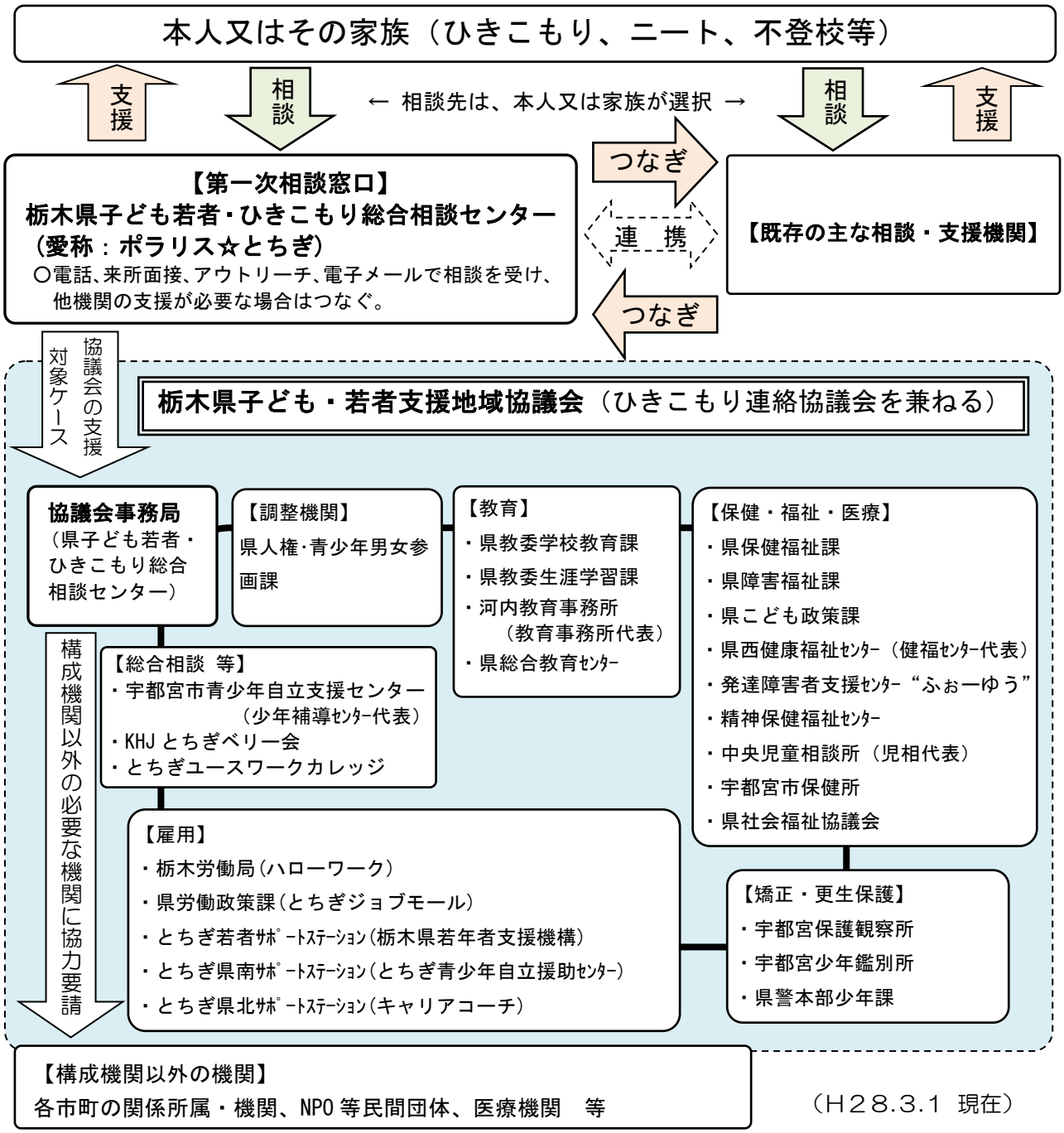

（Ｈ２８.３.１　現在）

※　困難な状況により、いろいろな相談機関があります。詳細については、県のＨＰなどで紹介しています。

（http://www.pref.tochigi.lg.jp/c07/advice/kurashi/seishounen/000_soudan.html）

基本目標 Ⅲ　青少年の健全な成長を社会全体で支える環境の整備

子育て中の家庭に地域の人が関わる機会が減少する中、社会全体で家庭教育を支えるために、地域で活躍する多様な担い手を育成するなど、家庭、学校及び地域相互の関係再構築を促進します。

また、青少年の健やかな成長と社会的自立のためには、青少年にとって望ましい環境を整えるとともに、青少年自身が適切な判断力をもって安全・安心に生活できるよう、家庭、学校、地域の相互協力をはじめ、事業者、各種団体、行政等がそれぞれの役割を認識し、連携強化により社会全体で青少年の健全な育成を支援します。

施策の方向(1)　家庭、学校、地域における環境の整備

施策

(1) 家庭の教育力向上への支援
(2) 学校、地域の連携・協働の推進
(3) 青少年の居場所づくりの推進
(4) 関係機関の機能強化
(5) 地域の多様な担い手の育成

施策の方向(2)　青少年の安全・安心の確保

施策

(1)社会環境や有害環境の浄化活動の推進
(2)青少年の被害防止・保護活動の充実強化
(3)非行・犯罪防止対策の推進

施策の方向１　家庭、学校、地域における環境の整備

【現状と課題】

少子化や核家族化の進展などにより、地域社会の教育力の低下や子育て家庭の社会的孤立等、様々な問題が指摘されており、特に、青少年の精神的な自立の遅れや社会性の不足などが顕著になっています。

意識調査によると、「心豊かでたくましい青少年を育成するために必要な取組」に対し、「青少年の居場所づくり」「ボランティア活動への参加」「地域に伝わる伝統芸能の継承」等、青少年が活動する場や機会の確保と、発達の段階に応じた体験活動を支える指導者やリーダーの存在と養成を重視する回答がみられます。

このため、規範意識の向上を図り、社会性や豊かな人間性を育むよう、家庭や学校、地域の教育力の充実を図る必要があります。

また、青少年教育施設等を利用した青少年の体験、交流活動等の機会や場の提供、さらには、家庭、学校、地域をつなぐ多様な担い手や指導者の養成などが重要となります。

心豊かでたくましい青少年を育成するために必要な取組（栃木県）

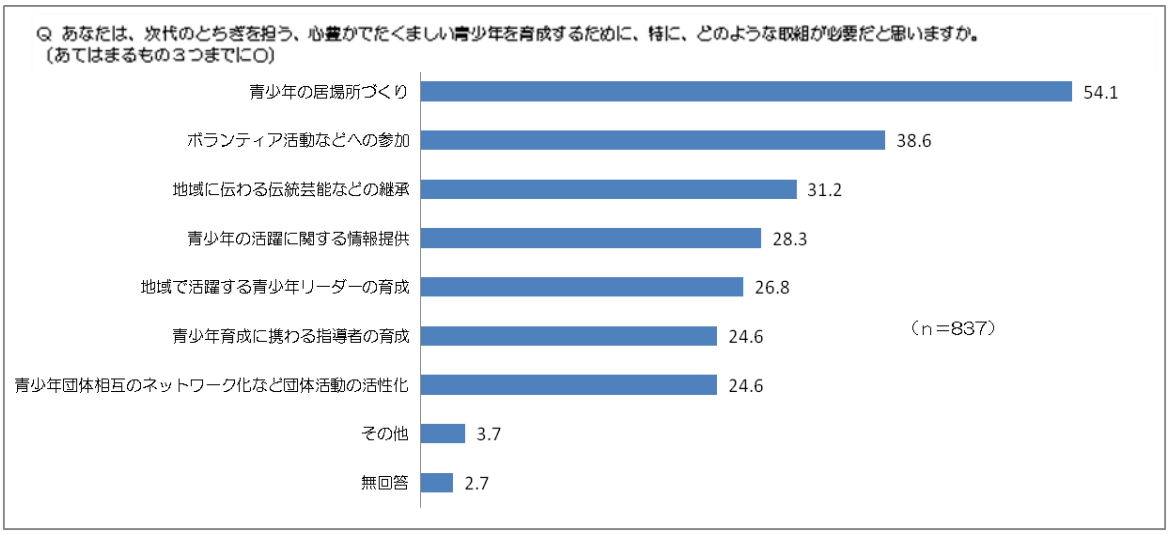

資料：栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課「平成 26 年度青年の意識と行動に関する調査」

施策と主な取組

(1)　家庭の教育力向上への支援

- 基本的な生活習慣の形成のため、「家庭の日」の普及啓発を図り、家庭におけるふれあいやコミュニケーションを深め、明るい家庭づくりを促進します。
- 市町及び家庭教育支援団体と連携し、保護者等を対象に「親学習プログラム」等を活用した学習機会の提供などを図るとともに、家庭教育に関する講演会や学習会等の充実に努め、家庭の教育力の向上を促進します。
- やがて親となる世代である高校生が、親・家族・家庭などの意義や役割、地域の人間関係など地域社会について主体的に学び考える、とちぎの高校生「じぶん未来学」を推進し、家庭の教育力向上を図ります。

⑵　学校、地域の連携・協働の推進

- 地域住民がボランティアとして、授業の補助や環境整備、登下校パトロールなどに参画し、学校をサポートする仕組みを構築するなど、学校と地域の連携による取組を支援します。
- 「地域とともにある学校づくり」に向けて、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」の設置等の取組を推進します。

⑶　青少年の居場所づくりの推進

- 小学生の、放課後や週末の居場所となる放課後子ども教室や放課後児童クラブの設置・運営を支援します。
- とちぎ青少年センターや青少年教育施設等の青少年の社会教育施設における、交流及び社会参加活動を支援します。
- 経済的な事情や養育放棄等により健全な養育環境にない子どもたちの居場所づくりを支援します。
- 余暇時間の活動拠点を求めている青少年のための居場所づくりを支援します。
- 安全で緑豊かな環境の下で、自然を体感できるレクリエーション活動や健康活動、文化活動等が行われるよう、県営都市公園の環境を整備します。
- 生態系に配慮した河川を整備することにより、美しい自然環境の保全又は創出をして、子どもや家族が自然とふれあうことのできる良好な水辺空間の形成を図ります。

⑷　関係機関の機能強化

- 主任児童委員が、児童福祉に関する知識・技能を高め、地域福祉の担い手としての役割について理解促進を図る研修を実施します。
- 社会教育関係団体等の連携による青少年教育活動や家庭教育支援等の充実を図るため、情報交換会や研修会を実施します。

⑸　地域の多様な担い手の育成

- 社会貢献活動や子ども育成憲章の実践等に関わる各種表彰制度を活用し、青少年健全育成活動の担い手を育成します。
- 青少年育成の重要な担い手である「青少年育成指導員」(*注)や「少年指導委員」(*注)に対し、研修会及び情報交換会などを実施し、資質の向上と地域の連携強化を図ります。
- 家庭教育について地域で自主的に学習や相談活動を行い、地域に根ざした支援･援助ができる家庭教育オピニオンリーダーを養成します。
- 地域住民のボランティア活動等への積極的な参加を促すため、受入れ先の学校や地域団体とのコーディネートを行う人材を育成します。
- 環境学習指導者研修、スポーツ活動指導者講習会などを実施し、各分野の指導者に対する様々な知識・経験の提供を図ります。

(*注) 青少年育成指導員

・各市町長からの推薦を受け、県青少年育成県民会議会長が委嘱。青少年育成県民運動に深い関心と行動力をもち、県や市町が行う青少年健全育成対策への協力等を行う地域におけるボランティアリーダー。

(*注) 少年指導委員

・警察署長からの推薦を受け、県公安委員会が委嘱。少年の健全育成を目的に、少年への指導・助言や有害環境浄化活動などを行う非常勤の特別職公務員。

施策の方向 2　青少年の安全･安心の確保

【現状と課題】

近年、スマートフォン等の普及、Wi-Fi 環境やインターネット環境の整備に伴い、青少年にとってインターネットはより身近となり、様々な情報を容易に得られるようになった反面、「情報モラル」の欠如などによる、権利の侵害・犯罪の助長・健全な青少年育成の阻害等が新たな社会問題となり、その対策が喫緊の課題となっています。

また、平成 26 年に検挙・補導された本県の非行少年総数は、刑法犯少年、特別法犯少年ともに、戦後の統計史上最少を記録しましたが、凶悪犯が前年の 3 人から 13 人に増加するなど、犯罪が凶悪化している傾向がみられ、青少年の非行防止対策も重要な課題といえます。

さらに、「意識調査」によると、「未成年者の行動」については、「たばこを吸う」「酒を飲む」等の法令違反の行動を許容する回答が依然多くみられるなど、規範意識の低下が危惧されます。

このため、青少年及びその保護者を対象にした、メディアリテラシーの向上に向けた研修会や携帯電話等の正しい使い方に関する講習会等を積極的に開催することが重要になります。

また、家庭、学校、職場、地域が密接に連携し、飲酒・喫煙、初発型非行、薬物使用等の未然防止に重点を置いた広報啓発活動や補導活動を充実するとともに、相談体制等の整備を進めていく必要があります。

未成年者の行動（栃木県）

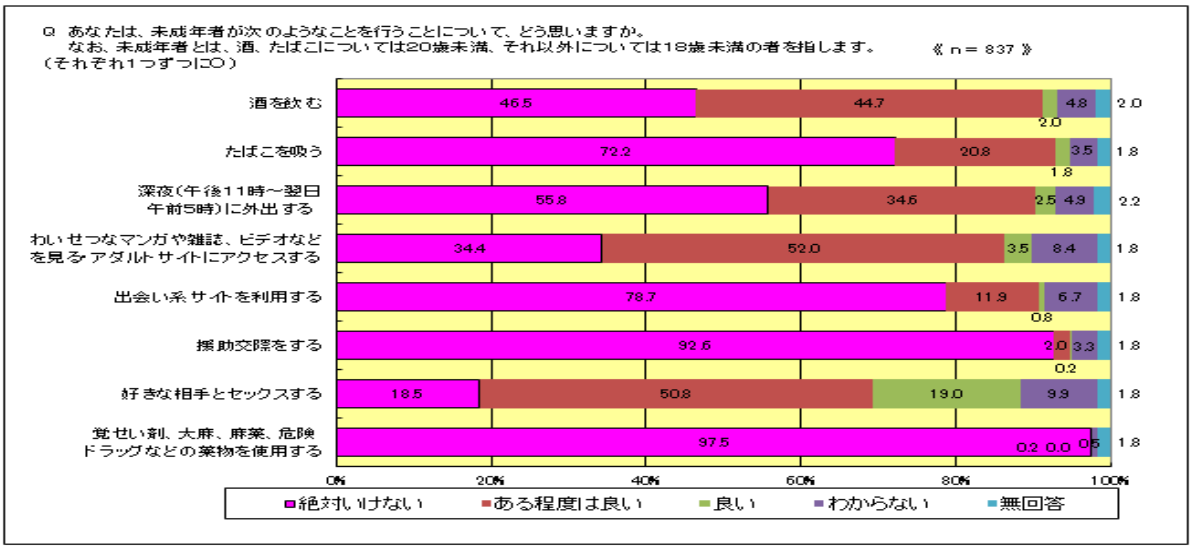

資料：栃木県人権・青少年男女参画課「平成 26 年度青年の意識と行動に関する調査」

今後特に力を入れていくべきもの（栃木県）

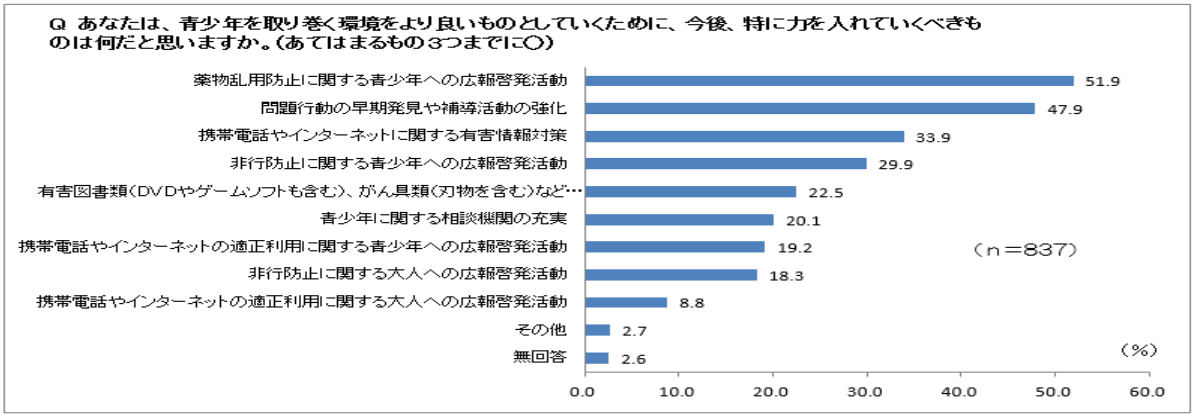

資料：栃木県人権・青少年男女参画課「平成 26 年度青年の意識と行動に関する調査」

施策と主な取組

(1) 社会環境や有害環境の浄化活動の推進

○ 有害環境への適切な対応

- 青少年健全育成条例に基づき、有害図書類等の指定や、書店、複合カフェ、図書類自動販売機などへの立入調査・指導を行い、有害環境の浄化を推進します。
- 関係機関・団体と連携した街頭広報活動などにより、未成年者の飲酒・喫煙防止の啓発を図ります。

○ 薬物乱用防止対策の推進

- 小・中・高校等において、各年代に応じた、薬物乱用防止教室を開催します。
- 覚せい剤や大麻、危険ドラッグ等に関する正しい知識の普及啓発、相談への対応、薬物依存症からの回復や社会復帰の支援などを総合的に推進します。

○ 安全安心なまちづくりの推進

- 関係機関・団体と連携し、登下校時等における、子どもの安全を確保するためのパトロール活動や見守り活動を実施します。
- 犯罪の起きにくいまちづくりのため、防犯カメラ等の適切な設置や「子ども 110 番の家」の周知を図ります。
- 児童生徒を登下校時の交通事故から守るため、通学路等の交通安全施設・設備の点検を実施し、良好で安全な道路環境を維持します。
- 犯罪を未然に防ぐための様々な知識と技能を習得した指導者の育成を図り、各地域での防犯指導の充実を図ります。

(2) 青少年の被害防止・保護活動の充実強化

○ インターネット利用に係る犯罪被害防止対策の推進

- 小中学校等の児童生徒と保護者を対象とした親子学び合い教室などの研修会を実施し、スマートフォンなどの正しい使い方や、インターネットのルールやマナーなどネットリテラシー教育の充実を図ります。
- 県民参加型のインターネットフォーラムを開催し、有害情報から青少年を守る啓発活動を行い、フィルタリングの利用促進など、青少年のための良好な環境づくりを推進します。
- インターネットを利用した児童買春・児童ポルノ法等(*注)の違反取締りを強化し、青少年の福祉を害する犯罪からの被害防止対策を推進します。
- ネットいじめや犯罪、トラブルなどから生徒を守るため、県立学校に関する有害サイトの監視・削除を行う取組を推進します。
- 中学生を対象とした、外部講師によるネットいじめ防止の研修会を実施し、その未然防止を推進します。

(*注) 児童買春・児童ポルノ法等

- 「児童買春・児童ポルノ法」～児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律
- 「出会い系サイト規制法」～インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
- 「児童福祉法」、「栃木県青少年健全育成条例」

など、青少年の心身に有害な影響を与える福祉犯罪を規制する法令。

○　消費者被害防止対策の推進

➢　大学生、専門学校生及び社会人を対象に、消費者問題に関する講演会や出前講座等を実施し、若者の消費者被害の未然防止を図ります。

○　交通安全教育等の推進

➢　関係機関・団体と連携して、スケアード・ストレイト方式(*注)による交通安全教室等、参加・体験・実践型の交通安全教室を推進します。

➢　小学生等を対象に、地域安全マップの作品を募集することにより、危険箇所を理解し事前に危険を回避する被害防止能力の向上を図ります。

○　デートＤＶ防止対策の推進

➢　教育委員会と連携し、教職員を対象にしたデートＤＶに関する研修会を行います。

➢　学校に対してデートＤＶに関する出張セミナーやリーフレットの配布等を行い、若年層や教職員への啓発を行います。

(3)　非行・犯罪防止対策の推進

○　不良行為、非行防止対策の強化

➢　進学進級時や夏休み前などの時節を捉えて、小学生も対象に非行防止教室を開催し、低年齢時からの規範意識、遵法精神の醸成を図ります。

➢　関係機関・団体や警察ボランティアなどと連携した街頭補導活動を強化し、非行少年や不良行為少年の早期発見、補導・保護活動を推進します。

➢　学校警察連絡協議会、職場警察連絡協議会等の活動を活発化させ、学校や企業との連携を図り、官民一体で青少年の健全育成を推進します。

○　非行少年の立ち直り支援による再非行防止対策の強化

➢　非行を繰り返すおそれのある少年に対し、清掃などの社会奉仕活動、農業や創作体験活動等、不良交友に代わる少年たちの心の拠り所（よりどころ）となる新たな「居場所」をつくることにより、立ち直り支援を推進します。

➢　保護観察所等と連携し、非行少年や犯罪者の更正を図るなど、犯罪や非行のない社会づくりを目指す「社会を明るくする運動」を推進します。

○　相談活動の充実

➢　青少年の悩み解消や被害少年の保護支援を図るため、少年の心理・特性に関する専門的知識・技能を有する少年サポートセンター員(*注)による相談対応や支援を充実します。

(*注) スケアード・ストレイト方式

・恐怖を実感することで、それにつながる危険行為を未然に防ぐ教育手法。

(*注) 少年サポートセンター員

・警察本部や警察署に配置され、街頭補導や立ち直り支援、相談活動等を行う警察官や少年補導職員等から指定した者。

２ 県民総ぐるみの青少年健全育成の推進

これまで、県では、栃木県青少年育成県民会議（公益財団法人とちぎ未来づくり財団）を中心に、全市町に設置されている青少年育成市町村民会議等とも連携し、すべての県民が互いに力を合わせ、県民総ぐるみで、あらゆる分野で青少年の健全育成のための運動を展開する「青少年健全育成県民運動」を推進してきました。

その間、平成 15 年度から、「とちぎ心のルネッサンス運動」と名付けた県民総ぐるみ運動を展開し、平成 18 年度からは、人間形成に大きな役割を担う家庭の重要性に鑑み、「家庭の日」の全県的な定着に向けた事業を推進してきました。

また、平成 22 年２月には、大人が積極的に子育てに関わるための基本理念、行動指針である「とちぎの子ども育成憲章」を制定し、平成 23 年度からは、「心豊かでたくましいとちぎの青少年を育成する県民運動～とちぎ心のルネッサンス～」として、憲章の理念に基づいた県民運動を展開してきました。

青少年を取り巻く多様な課題や新たな課題に、迅速かつ適切に対応していくためには、青少年に関わるすべての組織や個人が、家庭、学校、職場、地域等において、それぞれの役割や責任を担いつつ、相互に連携・協力して重層的に取り組んでいくことが重要です。

このため、今後は、県民総ぐるみで県民運動に取り組んでいく機運を盛り上げ、運動を一層活性化させるため、県民運動の名称を、以下のとおり、親しみやすく、県民に分かりやすいものとして、これまでの取組を継承、発展させながら、家庭、学校、職場、地域等が一体となって、ふれあい育む「家庭の日」や「とちぎの子ども育成憲章」の普及啓発を進めるとともに、本プランに掲げた基本目標を目指し、施策の効果的な推進を図っていくこととします。

とちぎ 心のスクラム県民運動

栃木県青少年健全育成条例の基本理念を踏まえ、家庭、学校、職場、地域等において、すべての県民がスクラムを組み、相互に協力しながら青少年健全育成に取り組むという、県民総ぐるみ運動のあるべき姿（心構え）をシンプルに表現しています。

「とちぎ 心のスクラム県民運動」

青少年の成長に関わる、家庭、学校、職場、地域等がそれぞれの特性を生かし、相互に連携・協力しながら重層的に支援し、県民が心を一つにした県民総ぐるみ運動を推進します。

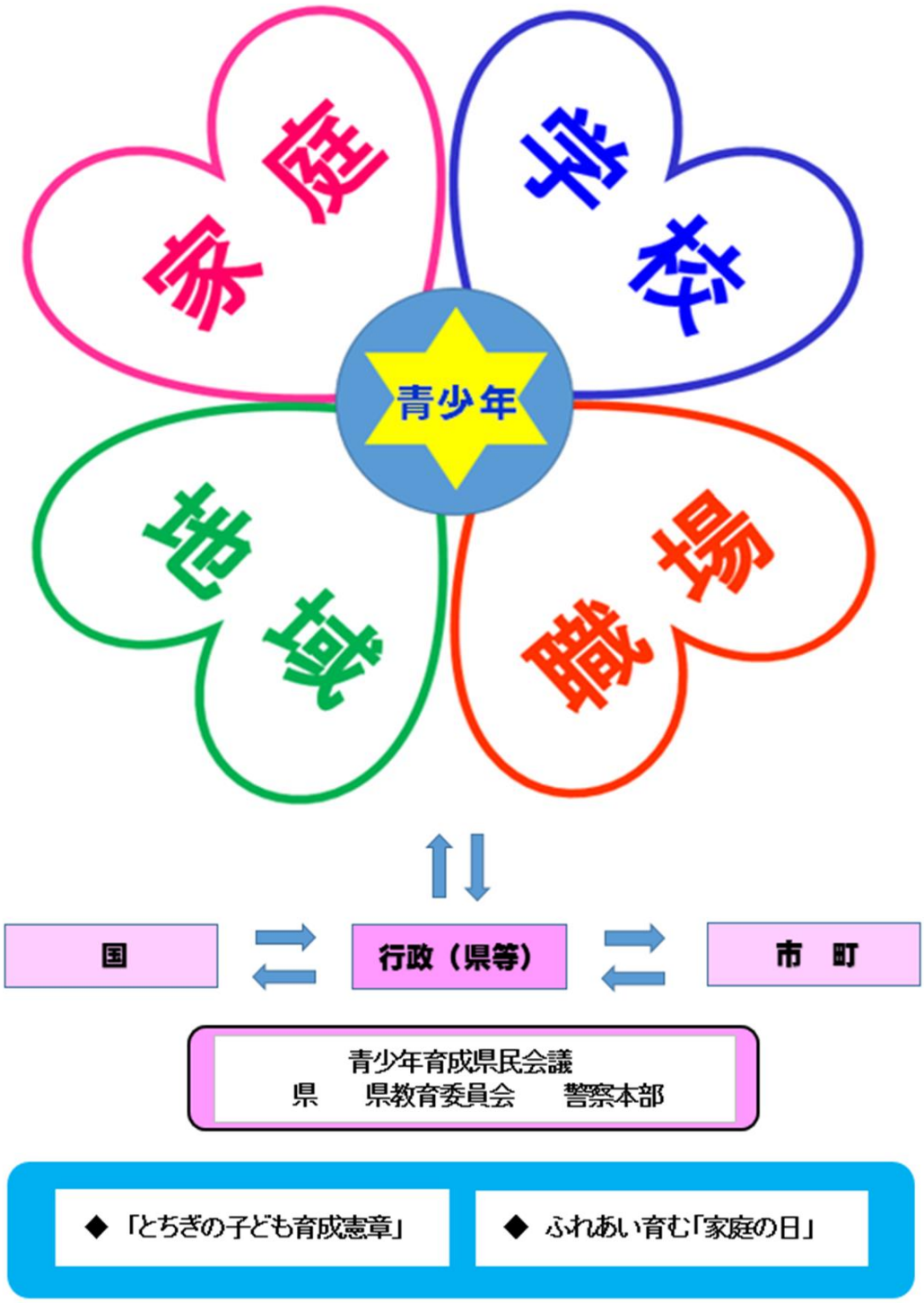

◇ とちぎの子ども育成憲章

とちぎの子ども育成憲章

明日を担う子どもたちが夢と希望を持ち
　　心豊かでたくましく成長することは　県民すべての願いです

わたしたちは　子育てに積極的にかかわり
　子どもたちをみんなで育てていく決意を込め　ここに憲章を制定します

わたしたちは

一、子どもたち一人ひとりを尊重し　命を大切にします

一、子どもたちとのかかわりを深め　思いやりの心をはぐくみます

一、子どもたちとともに　学び　喜び　励ましあい
　　社会の一員としての自覚を育てます

一、一人ひとりが子どもたちの手本となるよう行動します

一、とちぎの豊かな自然　伝統　文化を守り
　　子どもたちに引き継ぎます

平成２２年２月９日

栃　木　県

とちぎの子ども育成憲章の説明

憲章は、県民が心を一つにしてとちぎの子どもたちを育成していくために、大人が具体的に取り組む姿勢をわかりやすく示し、実行していただくためのものです。

前文には、子どもたちが将来の夢や希望を持ち、その実現に向け、心身ともにたくましく成長し豊かな人生を歩んでいけるようにとの願いを込めています。

そのため、県民みんなで子どもたちを育てていくという決意を表しました。

(前文)　明日を担う子どもたちが　夢と希望を持ち
心豊かでたくましく成長することは　県民すべての願いです
わたしたちは　子育てに積極的にかかわり
子どもたちをみんなで育てていく決意を込め　ここに憲章を制定します

わたしたちは

一、　子どもたち一人ひとりを尊重し　命を大切にします

「子どもは社会の宝」であり、大人は、子どもたち一人ひとりを尊重し、心身ともに健全に成長していくことを願い、最善の努力をしていこうとするものです。

子どもたちに「自分は大切な存在である」「自分の命も他の人の命も大切である」ということに気付いてほしい、というメッセージを込めています。

一、　子どもたちとのかかわりを深め　思いやりの心をはぐくみます

子どもたちが、喜びや悲しみ、痛みをともに分かち合い、互いに支え合い思いやりのある心を持って成長していくように、大人が進んでかかわることの大切さを伝えようとするものです。

だれもが支えられて生きているのであり、一人では生きられないことに気付いてほしい、というメッセージを込めています。

一、　子どもたちとともに 学び 喜び 励ましあい 社会の一員としての自覚を育てます

大人は、子どもたちとともに学び、喜びを分かち合い、励まし合いながら、子どもたちが切磋琢磨し、困難を乗り越えていく力を養っていくことの大切さを伝えようとするものです。

子どもたちに、社会の一員として自覚した人に成長してほしい、というメッセージを込めています。

一、　一人ひとりが子どもたちの手本となるよう行動します

子どもたちは、絶えず大人の姿を見ながら成長していることから、家庭、学校、職場、地域などにおいて、大人が子どもたちの手本となる責任ある行動や態度を示すことの大切さを伝えようとするものです。

子どもたちに、成長過程において大人になることへの自覚を促していく、というメッセージを込めています。

一、　とちぎの豊かな自然　伝統　文化を守り 子どもたちに引き継ぎます

先人が幾多の苦労を重ね、守り育ててきた郷土の自然、伝統、文化などから、私たちは生きる知恵を学び、人間性を豊かにして生活しています。

とちぎの未来を担う子どもたちに、豊かな自然、受け継がれてきた故郷の伝統や文化を継承していく、というメッセージを込めています。

第５章　計画の推進

青少年プランの着実な推進のため、県の推進体制の充実を図るとともに、市町や関係機関・団体などと連携を図りながら、県民の理解と協力のもとに、「心豊かでたくましいとちぎの青少年の育成」に努めます。

(1) 県の推進体制の充実

県の附属機関である「栃木県青少年健全育成審議会」の意見・提言を踏まえるとともに、県政世論調査等により、青少年の意識や行動などの実態や県の施策に対する県民のニーズを的確にとらえ、本プランの着実な推進に努めます。

また、「栃木県青少年行政連絡会議」等の場を通して、庁内の各部局間相互の連携を図り、具体的な施策の実施や計画の見直し等に反映させるよう努めます。

(2) 連携の強化

① 市町との連携強化

県民にとって身近なサービスを行う市町との連携・協力のもと、本プランの着実な推進に努めます。

② 関係団体などとの連携強化

青少年の育成に関する事業を県域で展開している青少年育成県民会議や地域における青少年育成の中核を担う青少年育成連絡協議会・青少年育成市町村民会議などとの連携・協力のもと、本計画の着実な推進に努めます。

また、多様化する青少年の諸問題に対応するため、関係機関が連携して支援を行う「栃木県子ども・若者支援地域協議会」の一層の連携強化と充実を図ります。

③ 都道府県・国などとの連携

青少年をめぐる様々な課題は、県レベルの対応で解決できるものばかりでなく、むしろ広域で対応しなければならない課題も多いため、他の都道府県や国等との緊密な情報交換のもと、協議・調整等を行い、本プランの着実な推進に努めます。

(3) 普及啓発活動の展開

本プランの趣旨・内容を広く周知し、青少年の健全育成に向けた県民意識の高揚と県民参画の促進に努めます。

(4) 「とちぎ 心のスクラム県民運動」の展開と一体となった推進

家庭、学校、職場、地域等において、すべての県民が相互に協力しながら青少年健全育成に取り組む「とちぎ 心のスクラム県民運動」の展開と一体となって、本プランの推進を図ります。